#### 書籍訂正情報

#### 2023 年版 出る順社労士 必修過去問題集 ②社会保険編

(2023/05/08 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2023 年版 出る順社労士 必修過去問題集②社会保険編」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

- · 2022/12/13 更新分… p.1
- · 2023/01/23 更新分… p.2
- · 2023/02/20 更新分… p.3
- · 2023/05/08 更新分… p.4~9

# 【2022/12/13 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P631 問 34 (H25-2) 問題 D肢 1 行目	※D 第1号厚生年金被保険者にについての保険料に係る延滞金の割合については、…	※D 第1号厚生年金被 保険者 <u>について</u> の保険料 に係る延滞金の割合につ いては,…

# 【2023/01/23 更新分】

	=T -T 6% =1°	訂正内容	
	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P508 問 94 (R4-5) 解答・解説 E肢 解説 2 行目	・・・, 「配偶者である厚 生年金保険の被保険者」 が20歳に達した日である (法8条)。	・・・, <u>当該「被扶養配偶</u> 者」が 20 歳に達した日で ある (法 8 条)。

#### 【2023/02/20 更新分】

	=T -T 6% =C	訂正内容	
	訂正箇所	訂正前	訂正後
	P117	…であると保険者が認め	…であると保険者が認め
	問 38(H27-6)	たときには <u>42 万円</u> , それ	たときには <u>50 万円</u> , それ
訂正	問題	以外のときには <u>40万8千</u>	以外のときには <u>48万8千</u>
即正	A肢	<u>円</u> である。	<u>円</u> である。
	4 行目		

# 【2023/05/08 更新分】

	訂正箇所	訂正	内容
		訂正前	訂正後
改正 及び 訂正	P24 問7 (H27-選択) 問題 2 3 行目・4 行目・ 5 行目	…。令和4年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年 0.5%とされたため、令和4年における延滞税特例基準割合は年1.5%となった。このため、令和4年における延滞金の割合の特例は、…	…。令和 <u>5</u> 年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年 <u>0.4%</u> とされたため,令和 <u>5</u> 年における延滞税特例 基準割合は <u>年1.4%</u> となった。このため,令和 <u>5</u> 年における延滞金の割合の 特例は,…
訂正	P27 上から 5 行目・7 行目・ 8 行目	…。令和4年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年0.4%とされたため、令和4年における延滞税特例基準割合は年1.4%となった。このため、令和4年における延滞金の割合の特例は、…	…。令和 <u>5</u> 年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年 <u>0.4%</u> とされたため,令和 <u>5</u> 年における延滞税特例 基準割合は <u>年1.4%</u> となった。このため,令和 <u>5</u> 年における延滞金の割合の特例は,…
訂正	P313 問 9 (H29-1) 問題 E肢 4 行目	<ul><li>…, 平成30年4月から平 成27年2月までの期間に 係る届出の遅延について やむを得ない事由がある と認められるときは, …</li></ul>	<ul><li>…, 平成30年4月から平 成31年2月までの期間に 係る届出の遅延について やむを得ない事由がある と認められるときは, …</li></ul>
訂正	P360 問 <b>25</b> ( <b>R3</b> -10) 解答・解説 E肢	E <u>正</u> 年金給付の受給 権者の…	E <u>誤</u> 年金給付の受給 権者の…

	= <b>-</b>	訂正	内容
訂正箇所	訂正前	訂正後	
改正	P552 <b>問 9(R4-選択)</b> 問題 3 2 行目	…。令和 <u>4</u> 年度では、総報 酬月額相当額が 41 万円、 …	…。令和 <u>5</u> 年度では、総報 酬月額相当額が41万円、 …
改正	P553 <b>問 9(R4-選択)</b> 選択肢 ⑨	⑨ 月額2万円	⑨ 月額1万5千円
改正	P554 <b>問 9(R4-選択)</b> 空欄Dの解答	D ⑨ 月額2万円	D ⑨ 月額1万5千円
改正	P555 上から 4 行目・5 行目	…。令和 <u>4</u> 年度では,総報 酬月額相当額が41万円, 老齢厚生年金の基本月額 が10万円の場合,支給停 止額は <u>月額2万円</u> となる。	…。令和 <u>5</u> 年度では,総報 酬月額相当額が41万円, 老齢厚生年金の基本月額 が10万円の場合,支給停 止額は <u>月額1万5千円</u> と なる。
訂正	P562 問 1 (H30-7) 解答・解説 C肢 2 行目	…, <u>当該年度の「4月30日」</u> 限りとされている(令4 条の7)。	…, 「翌年度の4月30日」 限りとされている(令4 条の7)。

		=		
	訂正箇所	訂正内容		
	山工间川	訂正前	訂正後	
改正	P616 問 26 (R2-10) 解答・解説 ウ肢 2 行目・3 行目	…,総報酬月額相当額 220,000円と基本月額 120,000円との合算額 340,000円が支給停止 調整額 470,000円(令和4年度価額)を超えないため,在職老齢年金の仕組みによる支給停止は行われない(法附則11条,平6法附則21条)。	…,総報酬月額相当額 220,000円と基本月額 120,000円との合算額 340,000円が支給停止 調整額 480,000円(令 和 5年度価額)を超えないため,在職老齢年金の仕組みによる支給停止は行われない(法 附則 11条,平6法附則 21条)。	
改正	P631 問 34 (H25-2) 問題 D肢 4 行目・5 行目	…。令和4年における延 滞税特例基準割合は、年 1.4%となることから、令 和4年の軽減期間での延 滞金の割合は年1.4%で ある。	…。令和 <u>5</u> 年における延 滞税特例基準割合は、年 1.4%となることから、令 和 <u>5</u> 年の軽減期間での延 滞金の割合は年 1.4%で ある。	
改正	P655 <b>問 45</b> ( <b>H27-9</b> ) 問題 B肢 4行目	…,支給停止される月額 は <u>20,000</u> 円となる。	…,支給停止される月額 は <u>15,000</u> 円となる。	

	红女女元	訂正内容	
	訂正箇所	訂正後	
改正	P656 問 <b>45</b> ( <b>H27-9</b> ) 解答・解説 A肢	下記に差し替え(※下線部が訂正部分)	

A 誤 本肢の場合,当該年金の支給停止月額(令和 5年度価額)は、{基本月額 (200,000円)+総報酬月額相当額(240,000円+600,000円÷12)-支給停止調整額(480,000円)} ×2分の1=5,000円となり、支給停止後の年金月額は、基本月額(200,000円)-支給停止月額(5,000円)=195,000円(加給年金額を除く)となる(法附則 11条ほか)。

	=T -T 体 =C	訂正内容
	訂正箇所	訂正後
	P656	下記に差し替え
	問 45 (H27-9)	
⊐h <del></del>	解答•解説	
改正	B肢	

※B 正 本肢のとおりである(法 46 条ほか)。本肢の年金が支給停止される月額(令和 5年度価額)は、{基本月額(150,000円)+総報酬月額相当額(360,000円)-支給停止調整額(480,000円)} ×2 分の1=15,000円となる。なお、本肢は出題当時は誤りの肢として出題されたが,改正に伴い正しい内容となっている。

	計工生記	訂正内容	
	訂正箇所	訂正後	
改正 及び 訂正	P737 問 82 (R 元-10) 問題 エ肢	下記に差し替え(下線部が訂正部分)	

※エ 64歳である特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算して得た額及び特別支給の老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)を12で除して得た額との合計額が48万円を超えるときは、その月の分の当該特別支給の老齢厚生年金について当該合計額から48万円を控除して得た額の2分の1に相当する額に12を乗じて得た額に相当する部分が支給停止される。

	訂正箇所	訂正内容		内容
		訂正後	訂正前	
	P738	正解 B	正解 A・B	
	問 82(R 元−10)	本間のアからオまでの	本問のアからオまでの	
	解答	それぞれの記述の正誤	それぞれの記述の正誤	
		は以下の通りであり <u>、し</u>	は以下の通りである <u>。し</u>	
訂正		たがって、アとオを正し	<u>たがって、アとエを正し</u>	
		いとするBが解答とな	<u>いとするA又はアとオ</u>	
		<u>る。</u>	<u>を正しいとするBが解</u>	
			答となる。	

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P858 問 20 (H26-9) 解答・解説 E肢 7 行目	①60歳以上65歳以下の 規約で定める年齢に達 したときに支給するも のであること	①60歳以上70歳以下の 規約で定める年齢に達 したときに支給するも のであること

以上